

結社及び非政府組織に関する法律

第1章 一般条項

第1条

本法は、結社及び非政府組織の正当な利益を保護し、公共の利益を保護し、かつ結社及び非政府組織と公的機関との間のパートナーシップ協力を推進するために、カンボジア王国において結社及び非政府組織を自由に設立する権利を保護することを目指すものである。

第2条

本法の目的は、結社又は非政府組織を法的に認める手続を規定すること、並びにカンボジア社会の発展のために結社及び非政府組織と公的機関との関係を構築することにある。

第3条

本法は、カンボジア王国内で活動を行う結社及び非政府組織に適用される。ただし、別途法律の規定で規制される場合は、この限りではない。

第4条

本法で使用される用語は以下のとおり定義される。

- 「国内結社」とは、自然人又は法人が利益を創出又は共有することなく、自らの会員の権益を代表及び保護することを目的に、カンボジアの法律に基づき設立する会員組織を指す。
- 「国内非政府組織」とは、自然人又は法人が利益を創出又は共有することなく、1つ又は複数の分野に資金及びサービスを提供することを目的に、カンボジアの法律に基づき設立する非政府組織（財団を含む）を指す。
- 「外国結社又は外国非政府組織」とは、利益を創出することなく公共の利益に資する活動を実施することを目的に、国外で設立される合法的な組織を指す。
- 「結社」とは、国内結社及び外国結社の双方を指す。
- 「非政府組織」とは、国内非政府組織及び外国非政府組織の双方を指す。

第2章

国内結社又は国内非政府組織の登録

第5条

国内結社は、18歳以上の少なくとも3名の創設会員により設立されるものとする。

国内非政府組織は、クメール国籍を有する18歳以上の自然人である少なくとも3名の創設会員により設立されるものとする。

第6条

国内結社又は国内非政府組織は、以下の文書への記入により、内務省への登録を義務付けられるものとする。

1. 登録申請書（2通）
2. コミュニオン又はサンカットの議長から発行された国内結社又は国内非政府組織の主たる事業所の住所が記載されたレター（1通）
3. 4×6サイズの最近の写真を貼付した各創立会員のプロフィール（2通）
4. 国内結社又は国内非政府組織の会長が署名した定款（2通）

第7条

国内結社又は国内非政府組織の定款には、憲法その他の既存の法律に準拠した内容並びに以下の主な項目を定めるものとする。

1. 目的及び目標
2. 正式な名称又は略称。登録済みの任意の結社若しくは非政府組織の正式な名称又は略称を手本とする。
3. ロゴ。国若しくは州の機関、登録済みの任意の結社若しくは非政府組織、又は赤十字、赤新月社若しくは国際機関のロゴをコピーしてはならない。
4. 会長若しくは事務局長の役職を選任、解雇、解任、異動及び排除するための規則
5. 組織の名称及びロゴを変更するための規則並びに組織の定款を改訂するための規則
6. 資金及び財産の供給元
7. 資金及び財産の管理規則
8. 組織の解散時に資金及び財産を分割及び処分するための規則

第8条

内務省は、国内結社又は国内非政府組織の申請書類を検査するものとし、遅くとも 45 営業日以内に登録の承諾可否を決定するものとする。

申請が登録基準を満たさない場合、内務省は申請者に対し、遅くとも 45 営業日以内に訂正するよう書面で通知するものとする。内務省は、訂正された書類を受領した日から遅くとも 15 営業日以内に、登録に関して決定するものとする。

内務省が上記第 1 項及び第 2 項に定める期間内に登録に関して決定しない場合、国内結社又は国内非政府組織は、本法に基づき登録されたものとみなされる。その場合、内務省は当該国内結社又は国内非政府組織のために、登録を合法化するための文書を作成するものとする。

内務省は、国内結社又は国内非政府組織の目的及び目標がカンボジア国内社会の安全性、安定性及び公的秩序を脅かし、又は国家の安全性、国家の統一、文化、伝統及び習慣を危機にさらす場合、当該国内結社又は国内非政府組織の登録要請を却下することができる。

内務省から登録要請を却下された国内結社又は国内非政府組織は、裁判所に上訴する権利を有するものとする。

第9条

国内結社又は国内非政府組織は、内務省の登録を受けた日から法人となるものとする。内務省は、必要に応じて、国内結社又は国内非政府組織の登録書類をコピーし、関連する省庁又は機関に送付するものとする。

登録されていない国内結社又は国内非政府組織は、カンボジア王国内での活動実施を一切認められないものとする。

第10条

国内結社又は国内非政府組織は、登録日から 30 日以内に、カンボジア王国内の銀行で運用中のすべての銀行口座を内務省及び経済財政省に書面で通知するものとする。

定款の変更、事務所の移転、会長若しくは事務局長の交代又は銀行口座情報の変更が生じた場合、国内結社又は国内非政府組織は、変更の実施日から遅くとも 15 日以内に、変更された文書を添付して内務省に書面で通知するものとする。

第 11 条

外国法人又は外国人が国内結社又は国内非政府組織を設立及び登録するための条件、手続並びに手順は、内務省の省令により決定されるものとする。

未成年が結社を設立及び登録するための条件、手続並びに手順は、内務省の省令により決定されるものとする。

第 3 章

外国結社又は外国非政府組織の登録

第 12 条

カンボジア王国内で活動を行うことを希望する外国結社又は外国非政府組織は、覚書の締結により、外務国際協力省に登録するものとする。

短期プロジェクトの遂行を希望する外国結社又は外国非政府組織は、直接又は現地パートナーを通じて、外務国際協力省の承認を求めるものとする。

第 13 条

カンボジア王国内でプロジェクトの遂行を希望する外国結社又は外国非政府組織は、以下の文書を添付して、外務国際協力省に覚書を申請するものとする。

1. 外国に常設事務所を持つ外国結社又は外国非政府組織については、その代表者の任命を求める会長からのレター（任命を希望する者の簡易な経歴を 1 通添付する）及び代表事務所の開設要請書の写し 1 通
2. コミューン又はサンカットの議長から発行されたカンボジア王国内の代表事務所の住所が記載されたレター（1 通）
3. 本国の管轄当局から発行された外国結社又は外国非政府組織の運営を許可するレター（1 通）
4. カンボジア王国の公的機関から発行された外国結社又は外国非政府組織のプロジェクトを裏付けるレター（1 通）
5. 外国の常設事務所から発行された外国結社又は外国非政府組織の最低 6 か月間のプロジェクト遂行予算の証明書（1 通）
6. 外国結社又は外国非政府組織がカンボジア王国の銀行に有する全口座を記載した誓約書（1 通）

第 14 条

外務国際協力省は申請の内容を検査し、遅くとも 45 営業日以内に、外国結社又は外国非政府組織と覚書を締結するか否かを決定するものとする。

第 15 条

外国結社又は外国非政府組織は本法第 13 条第 4 号の規定に従い、外務国際協力省との覚書の締結に関して申請書を提出する前に、プロジェクト・パートナーである公的機関と協議し、合意するものとする。

第 16 条

覚書は、外国結社又は外国非政府組織のプロジェクトに応じて最長 3 年間有効とする。覚書の効力は、その満了日に自動的に終了するものとする。

外国結社又は外国非政府組織は、自らの覚書の効力を延長することを希望する場合、覚書の満了日の 90 日前までに、覚書の延長要請を提出するものとする。

第 17 条

覚書を締結した外国結社又は外国非政府組織は、登録が承認された日から 30 日以内に、カンボジア王国内の銀行で運用中のすべての口座を外務国際協力省及び経済財政省に書面で通知するものとする。

代表事務所の移転、代表国の交代又は銀行口座情報の変更が生じた場合、各外国結社又は外国非政府組織は、移転、交代又は変更の実施日から遅くとも 15 日以内に、変更された文書を添付して外務国際協力省及び経済財政省に書面で通知するものとする。

第 4 章

結社又は非政府組織の資金及び資産

第 18 条

国内結社の資金及び資産は、以下のとおり構成されるものとする。

- 会員の寄付、貢献又は加入料
- 国内結社の自己資金及び自己資産
- 自然人又は法人からの合法的な贈与
- 合法的な資金源から生じたその他の収入

国内非政府組織の資金及び資産は、以下のとおり構成されるものとする。

- 組織の自己資金及び自己資産
- 自然人又は法人からの合法的な贈与
- 合法的な資金源から生じたその他の収入

第 19 条

外国結社又は外国非政府組織の資金及び資産は、合法的な資金源から取得されるものとする。

第 5 章

結社又は非政府組織の権利、便益及び義務

第 20 条

覚書を登録若しくは締結した結社又は非政府組織は、既存の課税制度法の対象となり、既存の法律及び規定に従い、奨励金を受領し、免除を享受するものとする。

第 21 条

覚書を登録若しくは締結した結社又は非政府組織は、カンボジア王国の既存の法律に従い活動を遂行するためにパートナーと協力するため、契約を締結する権利を有するものとする。

第 22 条

覚書を登録若しくは締結した結社又は非政府組織は、スタッフ又は従業員を採用する権利を有するものとする。採用においては、カンボジア王国の移民法、労働法その他の法規定を遵守するものとする。

第 23 条

外国非政府組織の代表事務所、海外駐在者及びカンボジア人のスタッフ並びにそれらの者の家族は、自らの職務上の活動及びすべての種類の訴訟に関して、外交関係に関するウィーン条約（1961 年）の規定に従い外交官に与えられる免責及び特権を享受しないものとする。ただし、カンボジア王国政府と外国結社又は外国非政府組織との間で締結される特別契約に別途規定される場合は、この限りではない。

第 24 条

国内非政府組織、外国非政府組織又は外国結社は、カンボジア王国内の政党に対して中立を維持するものとする。

第 25 条

国内非政府組織は、翌年の 2 月末までに、活動報告書及び年間財務報告書の写しを提出するものとする。寄付者から金銭的支援を受けている国内非政府組織は、寄付者に送付した文書の原本をコピーすることにより、当該文書を寄付者に送付した日から 30 日以内に報告書を提出し、かつプロジェクト文書及び寄付者との金銭契約の原本をコピーすることにより、金銭契約の締結日から 30 日以内に当該資料 1 通を提出するものとする。この報告書は少なくとも 5 年間、事務所に保持されるものとする。

内務省は必要に応じて、結社の活動報告書及び年間財務報告書を要請することができる。

外国非政府組織は、外務国際協力省及び経済財政省に対し、寄付者に送付した年間活動報告書及び財務状況の原本のコピーをそれらが寄付者に送付された日から 30 日以内に提出し、かつプロジェクト文書及び寄付者との金銭契約の原本をコピーすることにより、金銭契約の締結日から 30 日以内に当該資料 1 通を提出するものとする。

経済財政省又は国家監査局は、必要に応じて、結社及び非政府組織をチェックし、監査することができる。

第 6 章

結社又は非政府組織の活動停止、解散、覚書の効力の終了並びに資金及び資産の処分

第 26 条

国内結社又は国内非政府組織は、内務省に書面通知を行うことにより活動を停止することができる。活動停止に先立ち、国内結社又は国内非政府組織は、本法第 25 条第 1 項に記載された活動報告書及び財務報告書を提出するものとする。

国内結社又は国内非政府組織は、解散前に、施行中の手順及び規定に従い自らの債務を清算するものとする。

第 27 条

外国結社又は外国非政府組織は、外務国際協力省に書面通知を行うことにより活動を停止することができる。活動停止に先立ち、外国結社又は外国非政府組織は、本法第 25 条第 3 項に記載された活動報告書及び財務報告書を提出するものとする。

外国結社又は外国非政府組織は、覚書の終了前に、施行中の手順及び規定に従い自らの債務を清算するものとする。

第 28 条

国内結社又は国内非政府組織は、自らの債務の清算後、自らの定款並びに施行中の法及び規定を遵守して、残りの資金及び資産を処分するものとする。

外国結社又は外国非政府組織は、自らの債務の清算後、寄付者との資金提供契約を遵守して、残りの資金及び資産を処分するものとする。

第 29 条

国内結社又は国内非政府組織が裁判所の決定により解散されたか又は内務省の決定により登録を取り消された場合、当該結社又は非政府組織の債務の清算並びに残りの資金及び資産の処分は、施行中の規定に基づき、裁判所の決定を遵守して行われるものとする。

外国結社又は外国非政府組織の覚書が外務国際協力省により満了前に終了された場合、当該結社又は非政府組織の資金及び資産の処分は、カンボジア王国内の代表事務所の開設を要請した外国結社又は外国非政府組織の決定を遵守して行われるものとする。

第 7 章

行政措置及び罰則

第 30 条

本法第 10 条、第 24 条又は第 25 条第 1 項若しくは第 2 項を遵守しない国内結社又は国内非政府組織に対し、内務省は、最長で 30 営業日の猶予を与えることにより、警告書を発行するものとする。これを遵守しない場合、内務省は、最長で 90 日間、一時的に活動を停止するための警告書を発行するものとする。不遵守が繰り返される場合、内務省は、登録を取り消す決定書を発行するものとする。

定款を適切に遵守しない国内結社又は国内非政府組織に対し、内務省は、書面で通知するか又は最長で 30 日間、一時的に活動を停止するものとする。これを遵守しない場合、内務省は、登録を取り消す決定書を発行するものとする。

内務省は、カンボジア国内社会の安全性、安定性及び公的秩序を脅かし、若しくは国家の安全性、文化、伝統及び習慣を危機にさらす活動を実施する国内結社又は国内非政府組織に関して、他の刑事処分にかかわらず、その登録を取り消す決定を行うものとする。

第 31 条

国内結社及び国内非政府組織は、登録の拒否、活動停止、登録の取消し及び裁判所への罰金に関して、決定の通知を受領した日から遅くとも 30 営業日以内に、内務省の決定を不服として裁判所へ上訴する権利を有するものとする。

第 32 条

管轄当局は、本法の規定に従い、内務省に登録せずに実施している活動に関して、直ちに国内結社又は国内非政府組織を阻止する措置を講じるものとする。これに抵抗した場合、当該結社又は非政府組織は、内務省により 5,000,000 リエルから 10,000,000 リエルの罰金に処せられるもの

とする。抵抗が繰り返される場合、管轄当局は、他の刑事処分にかかわらず、訴訟のために裁判所に提訴するものとする。

上記第 1 項は、内務省から登録が取り消されたか若しくは活動を停止されたがカンボジア王国内で活動を継続している国内結社又は国内非政府組織に対しても、適用されるものとする。

第 33 条

外国結社又は外国非政府組織が本法第 24 条又は第 25 条第 3 項を遵守しない場合、外務国際協力省は、最長で 30 日の猶予を与えることにより、警告書を発行するものとする。これを遵守しない場合、外務国際協力省は、最長で 30 日間の猶予を与えることにより、警告書を発行するものとする。不遵守が繰り返される場合、外務国際協力省は、覚書の効力を終了する決定書を発行するものとする。

第 34 条

管轄当局は、登録せずに実施している活動又は外務国際協力省から覚書を終了された活動に関して、直ちに外国結社又は外国非政府組織を阻止する措置を講じるものとする。外国結社又は外国非政府組織に勤務する外国人に対しては、上記の違反に関して、他の刑事処分にかかわらず、移民法に基づく国外退去にかかわる追加措置を講じることができる。

第 35 条

外国結社又は外国非政府組織が、外務国際協力省と締結した覚書を適切に遵守しない場合又はカンボジア国内社会の安全性、安定性及び公的秩序を損ない、若しくは国家の安全性、国家の統一、文化、優れた伝統及び習慣を危機にさらす活動を実施する場合、外務国際協力省は、覚書の効力を終了することができる。

第 36 条

国家の安全性を危機にさらし、又はマネーロンダリング、テロリストへの資金提供若しくはテロリスト犯罪その他の犯罪にかかわる活動を実施する結社又は非政府組織は、カンボジア王国の既存の刑法に従って罰則を科せられるものとする。

第 8 章 移行措置

第 37 条

本法の発効を受けて、内務省に文書を申請済みの国内結社又は国内非政府組織は、登録されたものとみなされ、自動的に本法に基づく法人としての立場を認められる。

第 38 条

本法の発効を受けて、外務国際協力省と覚書を締結済みの外国結社又は外国非政府組織は、本法に基づき登録されたものとみなされ、覚書の満了日までその活動を実施することができる。

第 9 章 最終条項

第 39 条

本法に相反する規定は、無効とする。